

福岡県公報

平成十八年十月十六日
第二千五百九十五号

増刊 ①

目次

条例（第五十二号～第五十七号）

○福岡県税条例の一部を改正する条例

○電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県認定こども園の認定基準に関する条例

○福岡県病院事業の設置等に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県病院事業の設置等に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県病院事業の設置等に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

（総務部税務課）

（税務課）	一
（高度情報政策課）	一
（子育て支援課）	一
（障害者福祉課）	四
（保健福祉部障害者福祉課）	一

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

（総務部税務課）

- 社会福祉の充実及び教育の振興のための財政需要に充てるため、法人県民税の法人税割に係る税率の特例措置について、その適用期間を五年間延長することとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇電子署名に係る福岡県の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の制定
- 企画振興部高度情報政策課

- この条例中第一条の規定は平成十八年十一月一日から、第二条の規定は平成十九年四月一日から施行することとした。

- この条例は、平成十八年十一月一日から施行することとした。
◇福岡県認定こども園の認定基準に関する条例
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の制定により、認定こども園の認定基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

（保健福祉部子育て支援課）

- 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- この条例は、平成十八年十一月二十三日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

- 保健福祉部国保・援護課
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に対する定率交付金から適用することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（教育庁企画調整課）

- 生徒の幅広い関心、能力、進学希望等に応じた多様な学校選択を実現するため、県立高等学校の再編を行うことにより北九州市に新たに県立高等学校を設置するとともに、中高一貫教育の実施に伴い福岡県立豊津高等学校の名称を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- この条例中第一条の規定は平成十八年十一月一日から、第二条の規定は平成十九年四月一日から施行することとした。

- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 企画振興部高度情報政策課

条例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

福岡県条例第五十二号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
付則第十六条中「平成十九年一月三十一日」を「平成二十四年一月三十一日」に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十三号

電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例の一部を改正する条例

電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例（平成十五年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第二項中「署名検証者をいう。」の下に「又は団体署名検証者（同条第六項に規定する団体署名検証者をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例

平成十八年十月十六日

福岡県条例第五十四号

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（類型）

第二条 この条例における認定こども園の類型については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保

育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

イ 幼稚園教育要領（学校教育法第七十九条の規定により幼稚園の保育内容に関する文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行はか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子ども（うち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園）

ロ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設

福岡県知事 麻生 渡

であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

三 保育所型認定こども園 児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

四 その他の型認定こども園 児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(職員の配置及び資格の基準)

第三条 職員の配置及び資格に係る基準は、規則で定める。

(施設設備の基準)

第四条 施設設備に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

一 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園のうち第二条第二号ロに掲げるものについては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次のイ及びロに掲げる要件を満たす場合は、これによらないことができる。

イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

三 満二歳に満たない子どもの保育を行う場合は、前号の規定により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けること。

四 園舎、第一号の保育室、遊戯室及び屋外遊戯場並びに前号の乳児室及びほふく室

は、規則で定める面積を有すること。

2 前項第二号の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にあり、かつ、子どもが安全に利用できる場所等規則で定める適当な場所に代えることができる。

3 第一項第二号の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園にあっては、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該認定こども園内において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(教育及び保育の内容の基準)

第五条 教育及び保育の内容に係る基準は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針であつて規則で定めるものをいう。）に基づくとともに、認定こども園に固有の事情に配慮し、規則に定める教育及び保育を提供することとする。

(保育者の資質向上等の基準)

第六条 保育者の資質向上等に係る基準は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図ることとする。

(子育て支援事業の基準)

第七条 子育て支援事業に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

一 子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、地域の需要を把握するために市町村の意見を聴くこと。

二 子育て支援事業の実施に当たっては、規則で定める事項に留意すること。

(管理運営等の基準)

第八条 管理運営等に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

一 多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一體的な管理運営を行うこと。

二 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、子ども

の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。

三 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。

四 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。

五 児童虐待防止の観点から特別の支援をする家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町村との連携を図り、これらの子どもの受け入れに適切に配慮すること。

六 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行なうことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えること。

七 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

八 保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な経済的基礎を有すること。

九 事業の安定性及び継続性を保持するために必要な措置を講じること。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県病院事業の設置等に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十五号

福岡県病院事業の設置等に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例

条例の一部を改正する条例

(福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号及び第十条第一項第三号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

（福岡県事務処理の特例に関する条例の一一部改正）

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項事務の欄ニ中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十一月二十三日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十六号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に対する定率交付金から適用する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

。 平成十八年十月十六日

福岡県条例第五十七号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）

）の一部を次のように改正する。

第一百三十条の二第二項の表中百七の項を百八の項とし、九の項から百六の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次の一項を加える。

9	福岡県立門司学園高等学校	北九州市門司区
---	--------------	---------

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第一百二十条の二第二項の表三の項中「福岡県立豊津高等学校」を「福岡県立育徳館高等学校」に改め、同表中十の項及び十一の項を削り、十二の項を十の項とし、十三の項から八十三の項までを二項ずつ繰り上げ、八十四の項及び八十五の項を削り、八十六の項を八十二の項とし、八十七の項から九十一の項までを四項ずつ繰り上げ、九十二の項を削り、九十三の項を八十八の項とし、九十四の項を削り、九十五の項を八十九の項とし、九十六の項を九十の項とし、九十七の項から九十九の項までを削り、百の項を九十一の項とし、百一の項を九十二の項とし、百二の項を九十三の項とし、百三の項を削り、百四の項を九十四の項とし、百五の項から百八の項までを十項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十八年十一月一日から、第二条の規定は平成十九年四月一日から施行する。

福岡県知事 麻生 渡

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)